

## 【表紙】

|                |  |
|----------------|--|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書  |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項   |
| 【提出先】          | 関東財務局長   |
| 【提出日】          | 平成23年6月29日   |
| 【会社名】          | MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社  |
| 【英訳名】          | MS&AD Insurance Group Holdings, Inc.   |
| 【代表者の役職氏名】     | 取締役社長 江頭 敏明  |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。  |
| 【本店の所在の場所】     | 東京都中央区八重洲一丁目3番7号   |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)<br>株式会社大阪証券取引所<br>(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)<br>株式会社名古屋証券取引所<br>(名古屋市中区栄三丁目8番20号) |

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長江頭敏明は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社並びに連結子会社42社及び持分法適用関連会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社7社及び持分法適用関連会社4社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの中核事業である保険事業の特性を表現する5つの指標（正味収入保険料、経常収益、税引前当期純利益、総資産及び純資産）に基づき、各事業拠点の当連結会計年度を含む直近3年度における各指標の数値の、連結合計値に対するウェイトが比較的高い拠点を「重要な事業拠点」として選定いたしました。なお、選定した重要な事業拠点における各指標の数値の合計値の、連結合計値に対する割合は、直近3年度の平均でいずれの指標についても2/3を超えております。また、選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、保険料、保険金、保険契約準備金、有価証券及び貸付金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

当社は事業年度の末日後、平成23年4月1日付でMetLife, Inc.の子会社であるMetLife Worldwide Holdings, Inc.との間で締結した株式取得契約に基づき、MetLife, Inc.との合弁会社である三井住友海上メットライフ生命保険株式会社の株式を追加取得して完全子会社化し、併せて商号を三井住友海上プライマリー生命保険株式会社に変更いたしました。また、当社の子会社である三井住友海上きらめき生命保険株式会社と、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の子会社であるあいおい生命保険株式会社は、関係当局の認可を前提に、平成23年10月1日付で合併することを予定しております。さらに、当社の子会社である三井住友海上火災保険株式会社は、平成23年5月2日にインドネシア最大手の企業グループであるシナールマス・グループ傘下のPT Asuransi Jiwa Sinarmasと戦略的資本提携（三井住友海上火災保険株式会社持分割合50%）を行うことで合意しました。これらの株式取得、合併、資本提携は、翌期以降の当社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。